

令和2年もとす広域連合議会

第1回定例会 会議録

令和2年1月27日（月） 開会

令和2年2月 6日（木） 閉会

もとす広域連合

令和2年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（1月27日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第1号より議案第8号までの一括上程、説明、質疑、委員 会付託	4
○散会の宣告	12

第 2 号（2月6日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○説明のため出席した者	14
○職務のため出席した職員	14
○開議の宣告	15
○議事日程の報告	15
○議案第1号より議案第2号までの一括上程、委員長報告、質疑、 討論、採決	15
○議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	17
○議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	18
○議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	19
○議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	21
○議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	23
○議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	24
○常任委員会委員の選任について	26
○議会運営委員会委員の選任について	26
○閉会の宣告	26

○署名議員 29

令和2年第1回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和2年1月27日（月曜日）午前9時17分開会

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 令和2年度もとす広域連合一般会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	広瀬武雄
5番	若園五朗	6番	くまがいさちこ
7番	松野藤四郎	8番	今枝和子
9番	寺町茂	10番	村瀬明義
11番	若原敏郎	12番	大西徳三郎
13番	村木俊文	14番	鈴木浩之
15番	井野勝巳		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	戸 部 哲 哉
副 連 合 長	森 和 之	事 務 局 長	伊 藤 巧
総 務 課 長	青 木 竜 治	介 護 保 険 課 長	佐 藤 之 則
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	老 人 福 祉 施 設 長	神 谷 義 幸
療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	弘 岡 敏

職務のため出席した職員

書 記 長	古 澤 秀 樹	書 記	棚 橋 美 佳 子
書 記	安 藤 里 恵		

開会 午前 9時17分

◎開会の宣告

○議長（大西徳三郎君） ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和2年第1回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（大西徳三郎君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大西徳三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

5番 若園五郎君

11番 若原敏郎君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大西徳三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、1月20日の議会運営委員会におきまして、本日から2月6日までの11日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から2月6日までの11日間とすることに決定いたしました。

◇

◎議案第1号より議案第8号までの一括上程、説明、質疑、
委員会付託

○議長（大西徳三郎君） 日程第3、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてより、日程第10、議案第8号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年は、国の一大行事でもあります天皇陛下から皇太子殿下へ皇位が継承され、令和の時代の幕があげました。

本年も国家的行事である東京オリンピックが7月24日から8月9日までの17日間で開催され、東京では実に1964年以来2回目で、56年ぶりの開催となります。世界の国・地域から約1万2,000人の方が参加予定であり、競技種目については33競技、339種目が行われ、今から待ち遠しい限りでございます。また、パラリンピックにおいても、同地において8月25日から9月6日までの13日間で開催されます。両大会での日本選手の活躍を心より期待をしているところでございます。

世界情勢がさまざまな問題を抱える中、世界平和を究極の目的としたスポーツの祭典が盛大に開催され、大成功に終わることを祈るとともに、本年も災害のない1年でありますように切に願っております。

それでは、令和2年度に向けて臨む定例会の開会に当たり、広域連合事業への所信について述べさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉の向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されていることは、ご承知のことと存じます。管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして、衛生施設のし尿処理施設などの事業の執行に当たりましては、少しでも安定的な財政運営が図られるように、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利向上に伝えるべく、引き続き努力をしてまいります。

初めに、第4期のもとす広域連合広域計画が、令和2年度で最終年となり、来年度は次期5か年の広域計画を策定する予定であります。現計画5年間の評価とその課題を検証し、地域の実態や特性を考慮し、中長期的な視点に立ち、今後の取り組み方向、そのための具体的な施策を、第5期の広域計画に反映させてまいります。

次に、介護保険事業につきましては、引き続き高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の尊厳の保持、自立生活の支援や要介護状態の重度化の防止のために、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの推進を図ってまいります。

また、平成30年度から始まった第7期介護保険計画の最終年であります。第7期の介護保険計画の評価とその課題を検証し、第8期介護保険計画を策定してまいります。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム運営と、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、また、短期入所、デイサービスなど、管内地域に密着した事業運営を展開しております。引き続き、健全な施設の管理運営に努め、充実した高齢者福祉サービスを提供してまいります。

また、来年度は、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な経営戦略を策定し、公設の施設としての使命を果たすため、経営の取り組み方針等を定め、健全経営に努めてまいります。

次に、療育医療施設幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の乳幼児を対象とする児童発達支援事業及び相談支援事業を継続して実施しており、今後も引き続き、児童の発達支援をはじめ、障がい児の療育及びその保護者への支援に努めてまいります。

また、療育医療施設休日急患診療所につきましては、日曜、祝日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たしており、引き続き、良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理の衛生施設につきましては、平成29年12月に策定したもとす地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、施設の延命化と汚泥焼却設備の廃止に伴い、汚泥処理方法の変更に係る整備を循環型社会形成推進交付金制度を活用し、令和2年度、令和3年度の継続事業として施行します。

今後も、地域住民の快適な生活環境の確保及び循環型社会形成推進に寄与してまいります。

最後に、地域住民の皆様の広域行政機関としての役割を果たすため、新年度におきましても構成市町との連携のもと、管内住民の皆様のご期待に沿えるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましては、議員の皆様には、当連合の施策の推進に際し、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、条例の改正に関する案件が2件、令和元年度補正予算に関する案件が3件、令和2年度予算に関する案件が3件の合計8件であります。

それでは、ただいまより今定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の要件の厳格化と会計年度任用職員制度の導入により、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

低所得者に対する保険料軽減強化に伴い、軽減後の保険料額を設定するため、所要の改正を行なうものです。

次に、議案第3号 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ206万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,992万1,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、歳出の減額により繰入金が減額となったことや、衛生施設で行っている循環型社会形成推進事業の交付金等の額の確定により、206万4,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、民生費で、療育医療施設職員の退職に伴い、職員人件費の464万6,000円を減額、衛生費で委託料、工事請負費の契約差金等の1,095万円を減額、この減額等に伴い、総務費で基金積立金の1,353万2,000円を増額するものでございます。

次に、議案第4号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入及び歳出の予算内の組替えの補正であり、歳入歳出予算の総額に増減はございません。

補正の内容として、歳入については、決算見込みにより国庫支出金で532万6,000円の減額、支払基金交付金で316万8,000円、諸収入で215万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費及び地域支援事業費では増減がございませんが、各種事業の決算見込みにより予算の組替えを行っております。

次に、議案第5号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ818万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,343万円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、繰入金では497万2,000円の減額、サービス事業収入では、当初見込んでいた居宅介護サービス計画事業収入が減額となったことにより322万円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費では、工事請負費の契約差金等により113万

9,000円の減額や、民生費、サービス事業費では職員の退職等に伴い704万9,000円の減額をするものでございます。

続きまして、議案第6号から議案第8号までは、令和2年度の新年度予算でございます。当広域連合の新年度の予算総額は、95億8,300万円となりました。

一般会計が8億7,730万円で、全体予算額の9.2%を、介護保険特別会計が77億7,200万円で、同じく81.1%を占めております。そして、老人福祉施設特別会計は、9億3,370万円で、同じく9.7%を占めるものであります。

これらの予算案につきましては、管内住民の皆様に対して、「健康で安心・安全な生活の確保」、「安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保」及び「障がい者、障がい児支援施策の推進」などを目指したものであります。

令和2年度の予算編成に向け、広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくために、職員一人一人が、最小のコストで最大の効果を上げるべく工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つである組織市町負担金についても、管内住民の税金であることを念頭に予算編成に努めたところでございます。

まず、議案第6号 令和2年度もとす広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,730万円で、令和元年度と比べて4億660万円の増額で、増減率はプラス86.4%の予算となっています。

一般会計予算は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されています。

歳入の主なものは、組織市町からの市町負担金で3億5,893万3,000円、国庫支出金で1億2,210万5,000円、サービス事業収入の児童福祉事業収入で6,435万円、連合債で2億3,210万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費は1億2,506万7,000円、民生費は1億1,182万1,000円、衛生費は6億2,467万3,000円を計上いたしました。衛生費における衛生施設基幹的設備改良事業については、令和2年度、3年度で総額8億3,666万円を継続費としております。

次に、議案第7号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は77億7,200万円で、令和元年度と比べて2億6,140万円の増額で、増減率はプラス3.5%の予算となっています。

介護保険事業については、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みをするとともに、各介護サービス事業による介護保険給付費及び地域支援事業への対応に係る経費を計上いたしました。

歳入の主なものは、介護保険料収入で18億5,204万8,000円、介護給付費負担金をはじめとした市町負担金で12億2,400万8,000円、国庫支出金で15億6,333万4,000円、支払基金交付金で19億6,321万円、県支出金で10億7,868万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費の71億54万3,000円で、歳出総額の91.4%を占めます。また、地域支援事業費に4億1,065万4,000円、歳出総額の5.3%を計上いたしました。

最後に、議案第8号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は9億3,370万円で、令和元年度と比べて1,100万円の減額で、増減はマイナス1.2%の予算となっています。

老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく、所要額を計上いたしました。

歳入の主なものは、老人保護措置費負担金などの市町負担金1億757万円、基金繰入金8,000万円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業収入で6億6,749万9,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費で、施設の維持管理を主体とした総務管理費に1億7,642万6,000円、民生費で、養護老人ホーム及び在宅介護支援事業に1億3,325万9,000円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業費に6億764万7,000円を計上いたしました。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切なご決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

どうか、よろしく申し上げます。

○議長（大西徳三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

これより、全員協議会を第1委員会室において再開いたしますので、移動をお願いいたします。

10分ほど休憩をとりまして、45分から再開します。9時45分から再開をいたします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前10時40分

○議長（大西徳三郎君） 休憩前に続きまして会議を再開いたします。

議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第2号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第3号 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、議案第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第3号については、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することができないため、委員会への付託は省略することとしましたが、1月31日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管

に属する補正予算について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第4号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第5号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。

議案第6号 令和2年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、議案第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第6号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することができないため、委員会への付託は省略することとしましたが、1月31日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する予算について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第7号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託いたします。

議案第8号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託いたします。



◎ 散会の宣告

○議長（大西徳三郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

1月29日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして審査等をお願いをいたします。

なお、2月6日は午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前10時47分

令和2年第1回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和2年2月6日（木曜日）午前9時00分開議

- | | | |
|--------|------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 令和2年度もとす広域連合一般会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について |
| 日程第 9 | 常任委員会委員の選任について | |
| 日程第 10 | 議会運営委員会委員の選任について | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	広瀬武雄
5番	若園五朗	6番	くまがいさちこ
7番	松野藤四郎	8番	今枝和子
9番	寺町茂	10番	村瀬明義
11番	若原敏郎	12番	大西徳三郎
13番	村木俊文	14番	鈴木浩之
15番	井野勝巳		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	戸 部 哲 哉
副 連 合 長	森 和 之	事 務 局 長	伊 藤 巧
総 務 課 長	青 木 竜 治	介 護 保 険 課 長	佐 藤 之 則
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	老 人 福 祉 施 設 長	神 谷 義 幸
療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光	大 和 園 長	

職務のため出席した職員

書 記 長	古 澤 秀 樹	書 記	棚 橋 美 佳 子
書 記	安 藤 里 恵		

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大西徳三郎君） 皆さん、おはようございます。

今日は今年最大の寒波ということで、今日は日中の温度が5、6度ということで非常に寒い日でありますけれども、雪は降らないと言っておりますので、その点はありがたいと思っておりますけれども、今日1日よろしく願いをしたいと思います。

ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（大西徳三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議案第1号より議案第2号までの一括上程、委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第1、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてより、日程第2、議案第2号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これらについては、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、改めましておはようございます。

ただいま議題となりました議案第1号及び議案第2号につきましては、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

総務介護常任委員会は、去る2月3日午前8時59分より本巢市役所真正分庁舎第1委員会室におきまして開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、大西議長の出席をいただき、また、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第1号につきましては、執行部より、議案書及び附属資料

に基づく補足説明を受けました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものではなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

次に、議案第2号につきましては、執行部より議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものではなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 委員長、そのままそこにお残りください。

それでは、まず、議案第1号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

議案第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第1号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第1号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については可決されました。

引き続きまして、議案第2号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第2号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第2号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第2号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第2号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については可決されました。



◎議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第3、議案第3号 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第3号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第3号につきまして、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第3号につきましては、執行部より、補正予算書及び附属資料に基づき、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び意見につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第3号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

療育医療衛生常任委員会は、1月31日午前9時11分より本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催いたしました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協

議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

初めに、議案第3号につきましては、執行部より、補正予算書及び附属資料に基づき、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） それでは、議案第3号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第3号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第3号 令和元年度もとす広域連合一般会計補正予算（第3号）については可決されました。



◎議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第4、議案第4号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第4号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第4号につきまして、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第4号につきましては、執行部より、補正予算書及び附属資料により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（大西徳三郎君） そのまま委員長、お残りください。
議案第4号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結します。
委員長、自席へお戻りください。
これより討論を行います。
議案第4号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
委員長報告によりますと、議案第4号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第4号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。
起立全員であります。
よって、議案第4号 令和元年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）については可決されました。



◎議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大西徳三郎君） 日程第5、議案第5号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。
議案第5号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、若原敏郎君。

- 老人福祉常任委員長（若原敏郎君） 老人福祉常任委員会の委員長報告を行います。

ただいま議題となりました議案第5号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告いたします。

老人福祉常任委員会は、1月29日午前8時58分より老人福祉施設大和園2階会議室において開催をいたしました。委員5名全員が出席したほか、大西議長の出席をいただき、また、議案説明のため、森副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議

案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第5号につきましては、執行部より、補正予算書及び附属資料に基づき、補正予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後質疑に入り、サービス事業費を減額補正する件について、職員人件費については、退職した調理員の分を減額、報酬については、介護嘱託員を募集していたが採用できなかった分を減額との説明があったが、現場に支障を来していないかとの質疑があり、調理員については、本年度2名退職したため、募集した結果1名を採用した。もう1名は、現在も募集中である。介護嘱託員については、昨年度より欠員が生じており、本年度に2名募集したが、1名しか採用できなかった。よって、それぞれ他の職員に負担がかかっていると考えているとの答弁がありました。

次に、介護職員を募集しても応募がないとの説明があったが、介護職員は全国的にも不足しており、職員待遇をよくしていこうという流れの中で、広域連合もそれに準じた形で募集しているかとの質疑があり、正職員については、ほぼ充足している。しかし、日日雇用職員や嘱託員などの非常勤職員については、他の老人福祉施設と同様に募集してもなかなか応募がなく、人材確保に苦慮しているとの答弁がありました。

また、人材確保のため、高齢者や外国人労働者の雇用も検討する必要があるのではないかとの質疑があり、非常勤職員については、現に70歳の者を雇用している。また、外国人労働者については、他の老人福祉施設で雇用されている事例があり、そういった状況を収集し、雇用を検討するために調査研究を進めていくとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） そのままお残りください。

議案第5号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

議案第5号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第5号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第5号 令和元年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）については可決されました。



◎議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第6、議案第6号 令和2年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第6号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

まず初めに、総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第6号につきまして、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じてご報告申し上げます。

議案第6号につきましては、執行部より、予算書及び附属資料に基づき、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、歳出予算のコンピュータ機器借上料に関し、借上げする予定のパソコン台数とそのリース期間について質疑があり、現在、使用している財務会計用パソコン19台は、5年間のリースで借り上げており、来年度半ばにリースが満了する。ウィンドウズ7のサポートの終了のことも踏まえ、新しいパソコン19台を新たに5年間のリースにて借り上げるものであるとの答弁がありました。

また、今まで広域連合では、パソコン整備についてはリースで行っているが、今回の整備について購入の検討はされたのかとの質疑があり、パソコンを購入するとなるとその年度の予算が大きく膨らんでしまうため、現状ではリース契約で進めたいとの答弁がありました。

次に、広域連合の契約の流れはどうなっているのか、入札の基準等はあるのか、また、どこの部署が契約方法等の指導をしているのかとの質疑があり、契約事務については、例規に則り、基準の金額を超える案件については、総務課で入札を行い、基準以内の金額の案件については、各施設で見積入札を行っている。なお、契約方法についての指導は、総務課が各施設に対して行っているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、くまがいさちこ君。

○療育医療衛生常任委員長（くまがいさちこ君） ただいま議題となりました議案第6号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第6号につきましては、執行部より、予算書及び附属資料に基づき、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、療育医療施設の歳入予算のうち、サービス事業収入について、前年度に対して419万円の減額を見込んでいるが、利用児童数がどのように推移しているかについて質問があり、利用児童数については、前年度とほぼ同数の月約800人を見込んでいるが、予算上では安全率を見ているため、少し落とした数字で計上しているとの答弁がありました。

また、療育医療施設のサービス事業収入について、利用者の負担はどのようになっているかとの質疑があり、年少から年長の児童については、従来、利用料の1割を負担していただいていたが、令和元年10月より、利用料の無償化制度の開始により無償となった。一方、未満児については、利用料の無償化制度の対象ではないため、従来どおり1割を負担していただいているとの答弁がありました。

次に、休日急患診療所で、新型コロナウイルスによる患者が発生したときの対応を検討しているかとの質疑があり、組織市町等でも対応を検討している段階であると思われる。管内の医療機関についても、これからの段階であることをご理解いただきたいとの答弁がありました。

次に、衛生施設基幹的設備改良事業の起債についての質疑があり、地方債の借入れ先については、公的資金又は民間等資金があるが、今現在は公的資金のほうが利率が低いため、公的資金のほうで検討しているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で、療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） それでは、議案第6号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第6号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第6号 令和2年度もとす広域連合一般会計予算については可決されました。



◎議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大西徳三郎君） 日程第7、議案第7号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第7号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議題となりました議案第7号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告申し上げます。

議案第7号につきましては、執行部より、予算書及び附属資料により、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、歳出予算の介護保険事業計画費について、策定委員会では来年度に策定する第8期介護保険事業計画をどのような基本方針をもって進めていくのか。現在、広域連合の介護保険料の基準月額6,020円は、県内で4番目の高さであるが、そのあたりを踏まえ、考えを聞かせていただきたいとの質疑があり、第8期の介護保険事業計画策定に当たっては、令和3、4、5年度において、住民にどのような介護サービスを提供していくかが重要である。現在、介護実態調査と日常生活のニーズ調査の2つの調査を実施中であるが、今後、分析した結果を策定委員会に提示し、必要な事業を行うための介護保険料を決定していきたいとの答弁がありました。

次に、介護認定審査会委員報酬が昨年度予算に対してなぜ減額になっているのかとの質疑があり、減額の理由は報酬単価を下げたのではなく、審査会の開催回数が減ったことによるものであるとの答弁がありました。

次に、広域連合管内において、特別養護老人ホームが増えてきているが、それに伴い、広域連合の支出も増えるのかとの質疑があり、住所地特例により、入所者の給付費は住民票所在地の市町が支払うなど、制度上は施設のあるところばかりに負担がかからないようになっている。また、施設の維持管理については、それぞれの事業所の自主財源で行うものであるとの

答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（大西徳三郎君） 一旦そのままお残りください。
議案第7号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
委員長、自席へお戻りください。
これより討論を行います。
議案第7号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
委員長報告によりますと、議案第7号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第7号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。
起立全員であります。
よって、議案第7号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計予算については可決されました。



◎議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大西徳三郎君） 日程第8、議案第8号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第8号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、若原敏郎君。

- 老人福祉常任委員長（若原敏郎君） ただいま議題となりました議案第8号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定によりご報告いたします。

議案第8号につきましては、執行部より、予算書及び附属資料に基づき、予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、無線LAN整備工事についてどのような趣旨で工

事を行うのかとの質疑があり、既に養護、特養、デイサービス、ショートステイなど全ての事務所にパソコンとタブレットを設置し、無線LANにより日々の介護業務の記録や利用者の状況を管理しているが、現状の無線LANでは通信速度が遅く、無線の対応エリアも狭いことから、それを解消するために整備を行うものであるとの答弁がありました。

次に、現在の日日雇用職員や嘱託員などの非常勤職員については、来年度からは会計年度任用職員となり、ボーナスが支給されることになるが、報酬のほうで金額を調整することのないよう国から指導されていると思うが、広域連合の状況はいかがかとの質疑があり、当広域連合ではそのあたりのことを踏まえ、個人の年収が現状を下回らないようにし、また、雇用が厳しい状況でもあり、報酬単価等を必要に応じて引き上げていく予定であるとの答弁がありました。

次に、基金残高の状況についての質疑があり、令和元年度末で、財政調整基金については3億7,728万円の見込みである。一方、施設整備基金については、10万3,000円の見込みであるとの答弁がありました。

その後、質疑及び意見等につきましては、特に報告すべきものではなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（大西徳三郎君） そのままお残りください。

議案第8号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

議案第8号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第8号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大西徳三郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第8号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算については可決されました。

◇

◎ 常任委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君） 日程第9、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。そのまましばらくお待ちください。お願いします。

〔委員会構成名簿配付〕

○議長（大西徳三郎君） お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

このことについては、議会運営委員会後の四役での協議の際に合意を得ておりますので、よろしくお願いします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議ないと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◇

◎ 議会運営委員会委員の選任について

○議長（大西徳三郎君） 日程第10、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西徳三郎君） ご異議がないと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

◇

◎ 閉会の宣告

○議長（大西徳三郎君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和2年第1回もとす広域連合議会定例会を閉会といたします。ここで広域連合長から挨拶があります。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和2年第1回のもとす広域連合の定例会、無事に終了させていただくことができました。本当に心から感謝を申し上げます。

また、提案させていただきました議案等全て原案のとおり可決をしていただきまして、本当にありがとうございます。

また、それぞれの委員会で、いろいろご質疑、ご質問等がありました件につきましては、それぞれ事務の執行上におきまして、皆さん方の意見を反映しながら、事務の遂行に努めていきたいと思っております。

今後とも3市町協調しながら、新年度におきましても、この広域連合の事業を遂行することをお約束いたしまして、簡単でございますけれども、定例会での御礼のご挨拶にかえさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君） 以上で終わります。

皆様お疲れさまでした。

閉会 午前 9時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 2月 6日

議 長 大 西 徳 三 郎

署 名 議 員

5 番 若 園 五 朗

1 1 番 若 原 敏 郎